

# 消費生活出前講座を実施しませんか？

鳥取県消費生活センターの消費生活相談員が、みなさんの企画するイベントや集会、研修会に講師として伺い、消費生活に関するお話をします。ご要望のテーマでお話ししますので、お気軽にご相談ください。

## 特徴

- ・ 日頃から消費者トラブルに関する相談対応に当たっている相談員が事例を用いながら丁寧に分かりやすく説明します。
- ・ 講師が県内各地に出張します。
- ・ 講師への謝金は不要です。無料で実施できます！



## 実施期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで  
※申込期限：実施希望日の40日前まで



▲詳しくはこちら  
(鳥取県HP)

## 実施例

- ・ 高校・特別支援学校の生徒・教職員・保護者向け講演会
- ・ 大学・専門学校等での学生・教職員向け講義・オリエンテーション
- ・ 企業・団体等の事業所での研修 など

## 内容

- ・ 成年年齢引下げを踏まえた若年者の消費者トラブルの未然防止
- ・ インターネット通販・SNSに関連した消費者トラブルへの対処法
- ・ 高齢者・障がい者が消費者トラブルに巻き込まれないために
- ・ 製品事故・家庭内での事故防止
- ・ SDGs・思いやり消費（エシカル消費）の普及に向けて

※本講座は、複数の市町村からの受講者の参加を前提とします。  
詳しい開催条件は鳥取県HPをご覧ください。

【申込先】 鳥取県消費生活センター

電話:0859-34-2765 メール:shohiseikatsu@pref.tottori.lg.jp